

広島県教育委員会教育長告示第五号

広島県文化財保護条例（昭和五十一年広島県条例第三号）第四条第二項の規定により、次のとおり広島県重要文化財の指定が解除された。

令和六年十一月十八日

広島県教育委員会

教育長 篠田 智志

種別	名称	員数	所在地	所有者	指定年月日	解除年月日
建造物	旧大浜埼 通航潮流 信号所 通航信 号塔	一棟	尾道市因島大浜町 字大立場二三一番 地外 因島大橋記 念公園構内	尾道市	平成二十三年四月 二二日	令和六年八月 一五日
	昼間潮 流信号 機	一基	尾道市因島大浜町 字大立場二三一番 地外 因島大橋記 念公園構内	国（財務 省）		
	旗竿	一基	尾道市因島大浜町 字大立場甲三六番 地一	国（財務 省）		